

答案の流れ 【設問2：配点40】

1 本件株式併合の効力を争う会社法上の手段

株式併合は、会社の組織に関する行為の無効の訴え（828条）の対象となっていない。よって、株式併合をするための株主総会決議（180条2項）の効力を否定することにより、株式併合を無効とすることを主張する必要がある。

株主総会決議の効力を否定する手段として以下が考えられる。

- ① 特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことにより著しく不当な決議がされた、として株主総会決議取消の訴えを提起（831条1項3号）
- ② 決議の内容が法令に違反することを理由として株主総会決議無効確認の訴えを提起（830条2項）

2 原告適格（①の場合）

本件決議2により株式併合が実施され、丙社は株主の地位を喪失した。しかし、本件決議2が取り消されれば株式併合が無効となり丙社は株主の地位を回復する。→丙社は「当該決議の取消しにより株主…となる者」（831条1項柱書後段）に該当し、原告適格を有する。★条文の文言を丁寧に確認する。

3 ①の主張：831条1項3号（著しく不当な決議）

（1）「特別の利害関係を有する者」

「特別の利害関係を有する者」とは、当該決議により他の株主と共通しない特殊の利益を獲得し、または義務を免れる者をいう。

→A・B・Cは、丙社を株主から排除することにより甲社の経営支配権を独占できる。少数株主である丙社と共通しない特殊な利益を獲得する者→要件充足。

（2）「著しく不当な決議」 ★本問の核心

「著しく不当な決議」とは、特別利害関係株主の議決権行使がなければ成立しなかったような、他の株主に著しい不利益を与える決議をいう。

丙社を締め出すための決議であり、著しい不利益を与えるとも思える。

しかし：

- ・ G の A らの案も甲社の企業価値との関係では客観的にいずれか一方が優れているとは言
い難く、見解の分かれる問題であった ★問題文で明示的な記述がある
- ・ 端数株式の買取価格は公正な価格と認められる→丙社に経済的損失はない
→「著しく不当な決議」とまではいえない。丙社のこの主張は認められない。

4 ②の主張：830条2項（決議の内容の法令違反）

（1）規範

法令違反の根拠としては以下が考えられる。

- ・ 株主平等原則違反（109条1項）：特定株主（丙社）のみを締め出す株式併合は、株主
をその有する株式の内容および数に応じて平等に扱うべき原則に反するとも考えられる
- ・ 権利の濫用（民法1条3項）：丙社を締め出すことのみを目的とした株式併合は権利の
濫用にあたるとも考えられる

（2）非公開会社における少数株主の締め出しの評価 ★本設問の特質

非公開会社においては、少数株主の有する利益は当該株式の金銭的価値に尽きず（株式
の自由な譲渡が制限されているため）、それを保護する必要がある。→株式併合には
「正当な事業目的」が要求されると解する。

<正当な事業目的を欠くとする方向>：丙社を排除することのみが目的で、これにより
甲社の企業価値が向上するとはいえない。株主平等原則違反→法令違反あり→決議の内
容が法令違反。

<正当な事業目的があるとする方向>：甲社と競合関係にある丁社のために経営介入さ
れることを防ぎ甲社の独立を維持するという目的は、それ自体として合理性を持ちう
る。また会社法上、株式併合の目的は制限されていない。→法令違反とはいえない。

→いずれの結論でも可。ただし、問題文の事実関係を丁寧に評価した上で自分なりの規
範を立てて論じることが必要。

【復習時チェックリスト】

- 828 条（組織行為の無効の訴え）の対象に株式併合が含まれないことを指摘できたか。
- 株主総会決議（180 条 2 項）の効力を争う手段として 831 条 1 項 3 号・830 条 2 項を示せたか。
- 831 条 1 項柱書後段（取消しにより株主となる者）で丙社の原告適格を論じられたか。
- 「特別の利害関係を有する者」として A・C を正確に認定できたか（丙社を締め出すことで支配権独占）。
- 「著しく不当な決議」のあてはめで、問題文に明示された「いずれの案が優れているとは言い難い」「買取価格は公正」という事実を有効に使えたか。
- 非公開会社における少数株主の締め出しという本設問の特質に着目し、自分なりの規範を立てられたか。